

第34回医事関係訴訟委員会・第32回鑑定人等候補者選定分科会議事要旨

1 日 時 令和5年6月19日（月） 午後1時30分

2 場 所 最高裁判所中会議室

3 出席者（敬称略）

【委員】

五十嵐隆（委員長）、國土典宏（委員長代理）、五十嵐禎人、上田裕一、川合謙介、小泉博嗣、代田浩之、田中栄、藤井知行、矢富裕、早稲田祐美子〔横手幸太郎は欠席〕

【オブザーバー】

男澤聡子（東京地裁判事）、徳増誠一（大阪地裁判事）

【事務局】

門田友昌（民事局長）、精松晴子（民事局第一課長）、不破大輔（民事局参事官）

4 議事

(1) 開会の宣言

(2) 報告事項等

ア 医事関係訴訟の統計等の報告

事務局から、令和4年までの医事関係訴訟事件の動向及び令和4年に各地方裁判所において開催された医療訴訟連絡協議会等の開催結果について報告があった。

イ 東京地裁・大阪地裁からの報告

オブザーバーから、東京地裁及び大阪地裁における近時の医事関係訴訟事件の動向や審理の状況等について報告があった。

ウ 鑑定人候補者依頼経過等の報告

事務局から、本委員会が各学会に対して鑑定人の推薦依頼をした事案についての経過報告等があり、前回委員会での報告後、本委員会開催日までに推薦依頼をした事案について、別添「鑑定人候補者推薦依頼先学会の選定結果」のとおり、推薦依頼先学会が選定された旨の報告があった。

(3) 医事界と法曹界の相互理解について

ア 意見交換の趣旨説明

事務局から、「医事関係訴訟における鑑定依頼の在り方」をテーマとして行われた前回の委員会における意見交換の内容を踏まえ、今回の委員会では、鑑定も含めてより広く、医療界と法曹界の相互理解が進展したことによる変化、影響等や、これまでに相互理解に向けて行われてきている各種取組とその評価などについて、医療界と法曹界のそれぞれの視点から御意見をうかがいたいとの趣旨説明があった。

イ 東京地裁・大阪地裁からの取組の紹介

オブザーバーから、東京地裁及び大阪地裁における医療界と法曹界の相互理解に向けたこれまでの取組について紹介があった。

ウ 意見交換

【主な発言】

○これまでの医療界と法曹界の相互理解に向けた取組の成果について

(委員)

医療安全に対する意識は、医療界と法曹界の相互理解に向けた取組が進められてきたこの20年ほどの間に高まっている。医療安全は、病院の管理者だけではなく、全職員に徹底することが求められている。

(委員)

平成13年に本委員会が発足するとともに、東京地裁及び大阪地裁に医療集中部が設置されたことで、医事関係訴訟のための裁判所の態勢が整備され、医事関係訴訟に関する知識の集積も進んだ。医療界と法曹界の相互理解に向けた取組を今後も継続していただきたい。

(委員)

医療界と法曹界の相互理解に向けた取組は、確実に実を結んでいるといえる。裁判には過去の出来事を後方視的に判断するもので、自然科学の分野とは考え方が異なるところもあるが、これからも医療界と法曹界との間で意見交換等をしていければ、更に相互理解が深まると思われる。

(オブザーバー)

医療界において、法曹界との相互理解に向けた取組を通じて得られた知見を、具体的な医療安全対策に活かしていると聞いている。

法曹界も、医療界の実情を理解した上で、医療水準について検討することができるようになった。また、鑑定資料については、以前は鑑定を依頼するに当たって、取捨選別を意識せずに多くの訴訟資料を送付していたが、これまでの取組の中で医療界からいただいた御意見を踏まえ、適切な鑑定の実施のために必要十分な鑑定資料を提供することができるようになった。

○医療機関における医療安全の取組と訴訟との関係等について

(委員)

医療事故調査制度においては、医療事故が生じた原因やそれを防ぐためにはどのようにすればよかったのかを明らかにする観点から詳細な内容の報告書が作成されている。もっとも、この報告書が裁判の契機になりかねないことを懸念する向きもある。

(委員)

医療事故調査は、結果を踏まえて後方視的に見て調査しており、実際の診療行為の時点における判断の当否とは異なり得ることを前提に、正確な診療経過を記載の上、医療事故の原因に関して指摘すべき点は指摘する必要がある。

(オブザーバー)

医事関係訴訟において医療事故調査制度に基づく調査報告書が提出される例もあるが、その内容が直ちに過失と受け取られないように書き方を工夫されている

ものも見受けられる。

(委員)

診療ガイドラインについても、訴訟において、作成した学会の意図に沿わない形で用いられることへの懸念がある。

(委員)

診療ガイドラインは訴訟で用いられることを意識して作成されるものではない。そのことを裁判所に理解してもらうことが大事である。

(オブザーバー)

医事関係訴訟における結論が、診療ガイドラインの内容により直ちに決まるわけではないと認識している。

○裁判所と鑑定人とのコミュニケーションの在り方について

(委員)

医学的に原因の判断が難しい事例において、鑑定を引き受けた鑑定人としては原因を明らかにしなければならないと考えてしまいがちであるが、鑑定人が医学的に考えて原因が不明である場合にはそのような鑑定意見を述べればよいことを裁判所から鑑定人にあらかじめ説明する必要があるのではないか。

(オブザーバー)

そのような場合には原因が不明であるとの鑑定意見を率直に述べていただけるよう、鑑定人に対する説明を尽くしていきたい。

○相互理解に向けた取組の周知について

(委員)

裁判所が行っている医療界と法曹界の相互理解に向けた取組については、医療界にも広く周知したら良いのではないかと。相互理解に向けた取組の中で講演等が行われた場合、可能であればその動画などを病院での医療安全に関する研修等の教材として活用できるようになると良い。

○今後の取組に向けて

(委員)

医療界と法曹界との相互理解に向けた取組が、東京地裁や大阪地裁だけでなく、全国でどう広がっていくかという点も見ていかなければならない。

また、医療界と法曹界は専門領域を異にするため、具体的な事例等に基づいて議論を行うと、より相互理解が深まるのではないかと。

(4) 民事訴訟のデジタル化について

事務局から、民事訴訟のデジタル化の状況等について説明があった。

(5) 今後の予定等

来年度も5、6月頃に本委員会及び分科会を合同開催することが確認された。

以上